

## 2 ひとりでできる契約の楽しさと怖さ

(p.6~9)

### <授業での活用例>

民法で示される契約の仕組みを理解し、その責任について考えることができることを目的としている。また、契約が無効になる場合などを知り、クーリング・オフの手続きができるようになることを目指す。

### <補足解説>

#### ●Q1の補足

Q1は私たちの暮らしと契約が密接に関わっていることを確認する問題である。契約とは、双方の意思の合致によって成立する約束で、民法によって定められている。つまり、法的な拘束力が生じる約束といえる。その成立条件は解説(p.8)のシーソーのイラストが示す通り、対等な関係を前提としている。

契約の内容は自由であり、Q1で示された全てが契約となる。契約は口約束でも成立するが、契約書を作成することもある。契約書は後々のトラブル回避のために、双方の意思をはっきり示しておくものであり、しっかりと内容を確認してから署名、押印をし、契約書は保持しておくことが大切になる。

#### ●Q2の補足

Q2は契約が成立するタイミングを考える問題である。今回の買い物のケースでは、販売されている衣服を「買います」と宣言し、店員が「ありがとうございます」と意思の合致がなされた②が正解となる。私たちの何気なくおこなっている活動が、実は契約であることが理解できると良い。

#### ●Q3の補足

契約がキャンセルできる場合や、契約そのものが無効になる場合もある。それは、契約した双方のバランスが対等でない場合が基本となる。契約そのものが反社会的な内容である場合(覚せい剤の取引など)はもちろん無効になる。

p.8の解説では、大きく分けて3つのパターンを紹介している。

### <1>契約者の判断力が不十分

Q3においては「ろ」のパソコン購入の場合がこれに当たる。人は、成年になるまでの未成年者は「制限行為能力者」と規定されており、単独で契約を締結することができないとされている。そのため、法定代理人(おもに親)の同意を得ずに締結された契約は取り消すことが

できる。制限行為能力者は、未成年だけでなく、認知症などの精神上的の障害によって判断力のない人(事理弁識能力を欠く、または不十分である)も含まれる。

ただし、例外もあり、p.8のイラストのように未成年者が成年者であるように嘘をついた場合(詐術)は取り消すことができない場合もあるので注意が必要である。

また、契約時に法定代理人の同意を得ていなくても、契約後に法定代理人の同意を得た場合(追認)も取り消しはできない。

お小遣いの範囲内での契約(法定代理人が目的を定め処分を許した財産)も取り消しができない。そのほかにも、法定代理人から許された営業(起業したり会社役員になったりする場合。アルバイトなど雇用される場合は含まれない)も取り消すことはできない。

未成年者保護のための法律だが、時効があることも押さえておきたい。契約から20年または未成年者が成年してから5年間で時効となる。

18歳成年になるまでは、成年擬制(未成年者が婚姻している場合、成年とみなす)という制度があったが、18歳成年により、成人と婚姻可能年齢が同じになったため、成年擬制はなくなることになる。

### <2>契約相手に問題がある

Q3においては「は」のゲーム機購入の場合がこれに当たる。消費者にとって一方的に不利となる内容の契約は、消費者契約法によって取り消すことができる。

消費者契約法は、消費者の利益を守るため2001年に施行された法律で、その目的は第1条に示されている。

#### 【消費者契約法 第1条】

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

p.8では、消費者契約法によって取り消すことができる場合を示している。それぞれの内容をもう少し詳しく解説する。

#### ①不実告知

p.8のイラストのように契約の肝となる重要な点に

ついて嘘を言われたときがこれに当たる。2016年の消費者契約法改正で、不実告知の範囲が拡大され、「生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害または危険を回避する必要性に関する事項」について不実告知があった場合も取り消しが認められることになった。具体的には、本当は問題がないのにも関わらず、「このままではこの家は危ない」などと、リフォームの必要性を訴えて契約させる場合である。

## ②退去妨害

営業所などで、消費者が「契約しません」「もう帰ります」など退去の意思を示したにもかかわらず、「まだ説明が終わっていない」などと退去させずに強引に引き止めて契約させられた場合である。

## ③断定的判断の提供

将来の変動が不確かな事項について、確実であると告げられて契約した場合である。変動が不確かな事項はおもに金融商品（株や有価証券など）で、「値下がりしません」「持っていれば必ず価値が上がります」などと勧誘することが多い。金融商品は将来の動きを正確に予測することは不可能であるということをしかりと認識しておくことが大切である。

## ④不利益事実の不告知

契約者に不利な契約内容について、契約時に知らされなかった場合がこれにあたる。例えば、近く陽当たりを阻害するマンションの建設計画があることを知りながら、それを隠して「眺望・日照良好」などと説明して住宅を販売するケースが該当する。2019年6月からは、これまで「故意に」不利益事実を告げなかった場合に限られていた範囲を拡大し、故意に近い著しい注意欠如（重過失）の場合も取り消すことができるようになる。故意かどうかの立証が難しいため、範囲の拡大がなされた。上記の場合では、マンションの建設計画の説明会が事業者も参加可能な形で実施されていた場合などをさす。

## ⑤不退去

自宅や職場などに事業者が居座って、「帰ってほしい」という意思を伝えても「契約してくれるまで帰りません」などと居座って契約させられたときがこれにあたる。

## ⑥過量契約

消費者の通常の使用する分量を著しく超えることを事業者が知っていて、契約させた場合などがこれにあたる。例えば、ひとり暮らしの高齢者の場合、その生活を知っているにもかかわらず、明らかに不要と思われる大量の布団などを販売するケースが該当する。過量契約は、

高齢者被害の拡大などを受け、2016年の改正で追加された。

消費者契約法によって取り消しができる期間は「追認できるときから1年間（2017年までは6か月）とされており、それを過ぎると時効となる。追認できるときは、消費者が誤認したことに気づいたときや、退去妨害など取消しの原因となっていた状況を脱したときをさす。また、契約締結から5年が経過してしまうと、同様に取消権が消滅してしまうので注意したい。

「不退去」「退去妨害」は困惑類型と呼ばれるが、2019年6月15日以降の消費者契約において、新たな困惑類型が追加される。

## 【人間関係の濫用】

いわゆるデート商法(p.21参照)と呼ばれる手口で、恋愛感情を利用して近づき、契約しなければ関係が終わるなどと迫って宝石や住宅など、高額な契約をさせる。婚活サービスやSNSを利用して近づくケースも近年増えている。

## 【不安を煽る告知】

進学や結婚など、社会生活における重要事項や、容姿などについて不安を煽って契約させる場合が該当する。「このままでは一生成功できない」などと脅して、就職活動の講座を契約させられたような場合で、特に若者の被害が多いので留意したい。

## 【判断力の低下の不当な利用】

加齢や認知症などによって判断力が低下している状態を利用して契約させる場合が該当する。認知症の患者の不安に付け込み、サプリメントなどの契約をさせるケースなどがある。

## 【靈感等による知見を用いた告知】

靈感など、合理的に実証が難しい能力で不安を煽って、契約させられた場合を指す。一般的に靈感商法と呼ばれる手口(p.20参照)で、不幸が続いていたり、病気になったりした人に対し、「悪霊が病状を悪化させている」などと迫り、除霊の数珠を売ったり、お祓いの契約をさせたりする。

## 【契約締結前に債務内容を実施】

契約が決まる前に、事業者側の義務を実施し、現状の回復が困難であることで契約者に心理的負担を抱かせて契約させる場合がこれにあたる。例えば、物干し竿を売りに来た業者が、注文を受ける前にその人の家の寸法に合わせて竿を切断してしまい、「あなたの家用に切断

してしまったので他ではもう使えない] などと言い、断りにくい状況に追い詰めて契約させるケースなどがある。

また、2019年施行の改正消費者契約法では、事業者の努力義務も明文化された。事業者が消費者契約を行う場合、契約の内容が、「誤解を招くものや不明瞭で疑義が生じるものではなく、明確で消費者にとって平易なものになるように配慮」することに努めなければならないようになった。

さらに、事業者が消費者に対して勧誘を行うとき、事業者は、個々の消費者の知識や経験を考慮して必要な情報を提供することに努めなければならない、とも示された。

### <3>冷静な判断ができない場合

p.9で紹介しているのは、特定商取引法で定められている、クーリング・オフ制度である。p.9の表で示されたような場合は、消費者が理由を問わず、無条件かつ一方的に申し込みを撤回または契約の解除が可能とされている。無条件なので、解約の理由を示す必要はなく、支払った金額は全額返金される。商品は着払いで返品できる（化粧品などの消耗品は除く）。工事など、実際に事業者側に作業が発生していても支払う必要はなく、工事前の状況に戻してもらうことも可能である。

ただし、ネットショッピングなどの通信販売は、消費者が画面や紙面を確認して自発的に申し込みをする行為であるため、不意打ち性はないと判断され、クーリング・オフできないので注意が必要である。

契約から8日間であればクーリング・オフできるものは、突然自宅等に事業者がやってきて商品の販売などを行う**訪問販売**、物品を買い取る**訪問購入**、電話をかけてきて勧誘して商品の販売などを行う**電話勧誘販売**など、不意打ち的な状況で行われた契約である。また、SNSにより誘い出された場合も新しく対象となった。エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスといった、サービスを受けてみないとわからない長期・高額の契約についても8日以内であればクーリング・オフが可能である。

契約から20日以内であればクーリング・オフできるものとしては、マルチ商法（p.20参照）や内職商法などがある。内職商法は、業務提供誘引販売取引といい、仕事を紹介しますなどと勧誘し、仕事に必要な商品などを買わせる手口である。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまったとしても、前述の消費者契約法で取り消しができる場合などもあるため、諦めずに相談することが大切だと確認しておきたい。

また、継続的なサービスやマルチ商法など、長期にわたる契約をしている場合は、特定の要件を満たせば中途解約が可能となる。対象となるのは、クーリング・オフ期間後の残りの契約についての解除の場合で、一定の違約金が発生する場合はあるが、エステや学習塾などは、まだ受けていないサービス分の代金は返金請求することができる。

クーリング・オフを行いたい場合は、事業者に対してp.9で示した葉書（契約解除通知書）を送る。8日以内のクーリング・オフの場合、契約書を受け取った日を含めて8日以内に書面で通知することが必要である。通知を出す日が8日以内であり、事業者に届く日ではない。言い逃れなどトラブルが発生する可能性があるため、書面はコピーを取り、特定記録郵便か簡易書留など、発信の記録が残る形で送ることが重要である。

業者によっては、「この契約についてはクーリング・オフできない」などとクーリング・オフ妨害をされる可能性があるが、クーリング・オフ妨害は法律で禁じられている。